

宅盤 9－2（北匠町 1 番 1 5・3 7・3 9）の地役権の設定について

宅盤 9－2 の一部（北匠町 1 番 1 5・3 7・3 9）の上空は中国電力ネットワーク株式会社の送電線が架設されています。そのため土地の利用に制限があり、次の内容で地役権が設定されています。土地利用制限があるため分譲価格は、割引いた設定としております。

【地役権設定内容】

- 1 地役権設定の範囲内に中国電力ネットワーク株式会社が送電線路（電線の支持物を除く。）を設置（将来の電線張替工事等を含む。）し、およびその保守運営のための地役権設定の範囲内に立ち入り、または通行することができる。
- 2 地役権設定の範囲内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 中国電力ネットワーク株式会社の送電線路の最下垂時における電線の高さから 4. 2 メートルを控除した高さを超える建造物を築造し、工作物を設置し、または立竹木を植栽すること。
 - (2) 次に掲げる建造物を築造すること。
 - イ. 上部造営材が可燃性の建築材料により造られているもの。
 - ロ. 爆発のおそれのあるものまたは燃えやすいものを取り扱い、もしくは貯蔵する場所を含むもの。
 - (3) 前(1)および(2)のほか中国電力ネットワーク株式会社の送電線路に支障を与える一切の行為。
- 3 地役権設定の範囲内に建造物を築造し、もしくは工作物を設置しようとする場合、または地役権設定範囲内に植栽した、もしくは植栽しようとする立竹木が、送電線路の最下垂時における電線の高さから 4. 2 メートルを控除した高さを超えるおそれがあると認められる場合は、あらかじめ中国電力ネットワーク株式会社と協議しなければならない。

なお、地役権の存続期間は、2024 年 4 月 1 日から中国電力ネットワーク株式会社が送電線路を必要とする期間とします。

建設工事等についての相談は、下記の連絡先までお願いします。

〒722-0055 尾道市新高山三丁目 1170 番地 27

中国電力ネットワーク株式会社 福山ネットワークセンター送電課

TEL050-8203-5050 Fax0848-46-5590